

違法設置の疑いのある昇降機の緊急点検の実施について

平成 25 年 1 月 22 日

住宅局建築指導課

1. 概要

違法設置エレベーター対策をさらに進めて行くため、過去に事故を起こした違法設置エレベーターに使用されていた製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの緊急点検を実施する。

2. 内容

平成 24 年 3 月 24 日(土)に、茨城県茨城町の店舗内倉庫に設置されたエレベーターにおいて、従業員が荷物を 2 階から 1 階へ運ぼうとしたところ、かごが来ていないのに昇降路の扉が開いたため、誤って転落し骨折するという事故が起きました。当該エレベーターについては、特定行政庁である茨城県の調査で、建築確認申請された記録がなく、かごが到着していない状態で扉が開くなど建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

同様の事故防止の観点から、当該エレベーターの一部に使用されていたリフトを製造・出荷した(株)河原(本社:広島県尾道市)の製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの緊急点検を行うよう、本日(1月22日)付けで、別紙のとおり、特定行政庁に対して通知いたしましたのでお知らせします。なお、ほとんどの設置場所が、工場、倉庫等となっています。

国土交通省としては、緊急点検の結果、違法が確認されたものについては、特定行政庁を通じて使用停止や早期是正を求めています。

また、国土交通省では、違法設置エレベーターに関する情報提供をお願いしています。

「国土交通省ホームページトップページ」 → 「違法エレベーター通報受付」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)

係長 鳥谷 修平 (内線39568)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630